

協定区域	北区鳴子2丁目の一部 (裏面 区域図参照)		認可・更新 年月日	認可	1985年9月7日
	面積	19,740.97 m ²		更新	1993年7月19日 (有効期間を延長)
				更新	2003年7月19日 (有効期間を延長)
				更新	2013年7月19日 (有効期間を延長)
				更新	2023年7月19日 (有効期間を延長)
				更新	2023年7月19日 (有効期間を延長)
用途地域	第1種低層住居専用地域		有効期間	1985年9月7日～2033年7月18日(50年)	

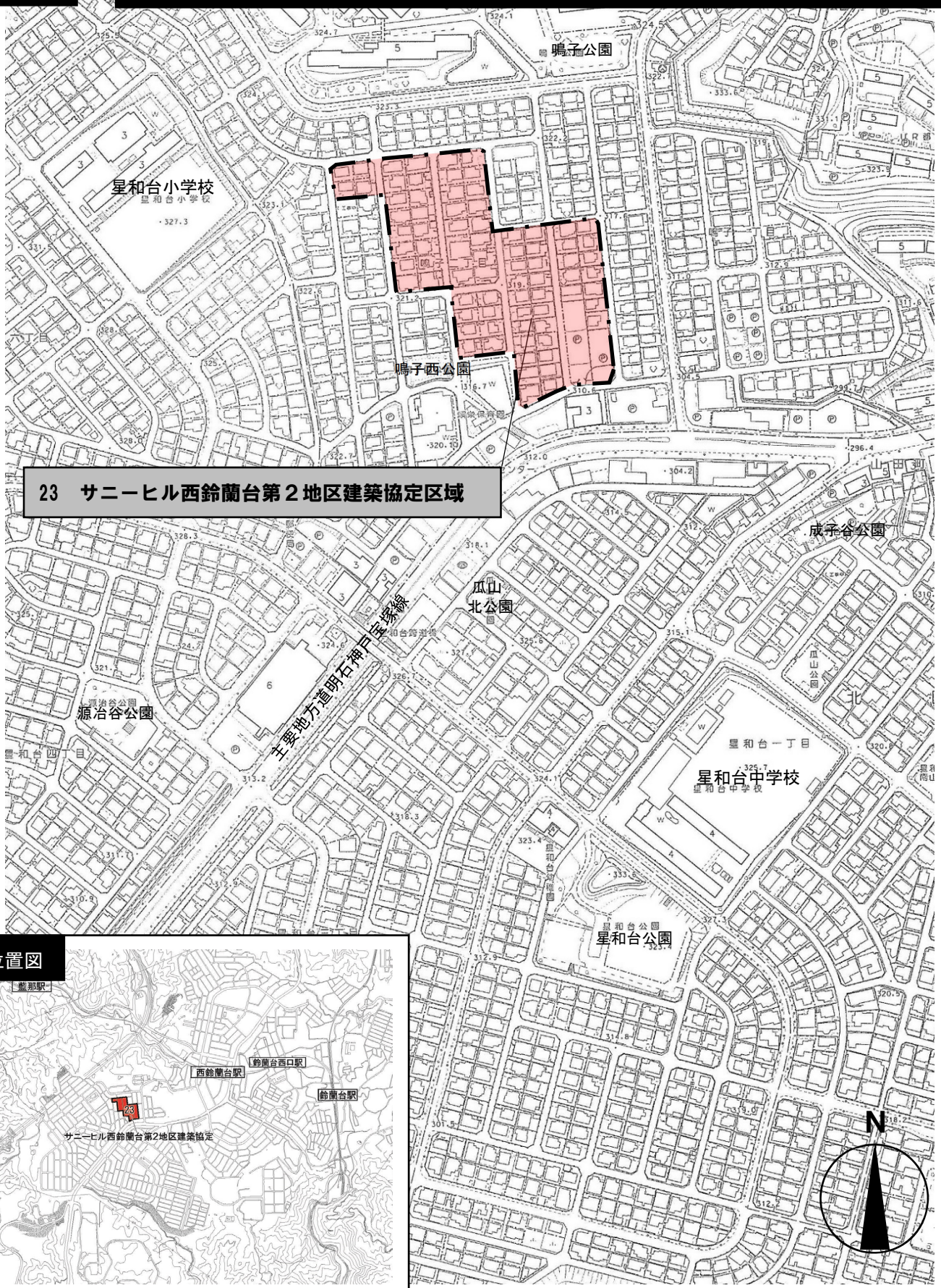
協定内容の概要

- (1) 建築物は、1区画1戸建とし、個人専用住宅とする。ただし、2区画以上複数の区画を1つの区画として、前記建築物を建築する場合並びに建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第130条の3及び第130条の4に掲げる建築物を建築する場合で、運営委員会の許可を得たときは、この限りでない。
- (2) 建築物の階数は、2階建以下(地階を除く。)とする。
- (3) 建築物の敷地の地盤面の標高は、当該敷地の造成工事竣工時における現況地盤面高を超えないものとする。ただし、将来団地周辺整備のため、都市計画法(昭和43年法律第100号)等関係諸法令の許可を受けたうえ行う宅地変更工事又は建築物の基礎工事のための整地その他運営委員会の許可を得たものなど必要最小限の変更は、これを認める。
- (4) 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線及び隣地境界線までの距離は、1メートル以上とする。ただし、建築基準法施行令第135条の22第1号に該当するものは、この限りでない。

※この地区は隣接地・除外地はありません。

運営委員会連絡先 委員長

詳しくは建築協定運営委員会まで問い合わせて下さい。



23 サニーヒル西鈴蘭台第2地区建築協定区域

位置図

